

平成27年12月  
農林水産省

## 平成28年度税制改正主要事項

### 1. 新規・拡充事項

- (1) 農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置の創設（固定資産税）
- (2) 農地中間管理機構への貸付けを促進するための農地の贈与税納税猶予制度の納税猶予打切要件の見直し（贈与税、不動産取得税）
- (3) 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区内の農地等を工場用地等として譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の要件緩和（所得税）
- (4) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（30％）又は税額の特別控除（7％）（グリーン投資減税）の拡充（対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加）及び2年延長（所得税・法人税）

### 2. 延長事項

- (1) 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置の2年延長（登録免許税）
- (2) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の一部見直し及び3年延長（法人税）

## 平成28年度税制改正大綱（与党）における記載事項

### ○ 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

- ① エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。
- ② 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

### ○ 都市農業振興基本法の制定を受けた税制上の措置

都市農業については、今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。

平成 28 年 度  
税 制 改 正 事 項

平成 27 年 12 月  
農 林 水 産 省

## 第 1 農業の構造改革の推進

- 1 農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減措置を創設する。(固定資産税)
  - ① 農地保有に係る課税の強化  
農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乗じられている割合(平成27年度の評価替えにおいて0.55)を乗じないこととする等の評価方法の変更を平成29年度から実施するため、所要の措置を講じる。
  - ② 農地保有に係る課税の軽減  
所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く。)に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の1/2(賃借権等の設定期間が15年以上である農地については最初の5年間価格の1/2)とする措置を2年間に限り講じる。
- 2 農地の贈与税納税猶予制度について、新規適用者を認定農業者等に限定した上で、農地中間管理機構に貸付けを行った場合には、受贈者の納税猶予の適応期間要件(10年以上(貸付け時において65歳未満の場合には、20年以上))にかかわらず納税猶予が打ち切られないこととする。(贈与税、不動産取得税)
- 3 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置(2%→1%)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)

## 第 2 農林水産関連産業の振興等

- 1 農協改革等に伴い以下の措置等を行う。(複数税目)
  - ① 農協法の改正により措置された組合分割に係る所要の措置を講じる。
  - ② 再編強化法の改正に伴う特定承継会社等に係る所要の措置を講じる。
  - ③ 農地法の改正に伴う農業生産法人の要件見直し等に伴う所要の措置を講じる。

- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（信連）との合併を対象から除外した上、適用期限を3年延長する。（法人税）
- 3 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置（資産割の1/4控除）の適用期限を2年延長する。（事業所税）
- 4 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置（会社設立・資本金増加時0.7%→0.35%等）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）

【経産省等4省共管】

- 5 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置（課税標準の2/3控除）の適用期限を2年延長する。[汚水・廃液処理施設（食品製造工場・畜産事業場の排水）]（固定資産税）

【経産省等4省共管】

### 第3 農山漁村の活性化

- 1 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区内の農地等を工場用地等として譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の要件を緩和する。（農村地域に係る人口規模要件の緩和）（所得税）
- 2 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る特例措置（3年間、課税標準の1/2控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置（課税標準の1/3控除）を拡充（3年間、課税標準の1/3控除→2/3控除等）の上、適用期限を2年延長する。（固定資産税）

【経産省等3省共管】

- 4 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）（グリーン投資減税）の対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等5省共管】

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用期限を3年延長する。（法人税）（再掲）
- 2 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）（グリーン投資減税）の対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）  
【経産省等5省共管】

## 第5 水産施策の推進

- 1 漁船保険団体の組織統合一元化に伴う税制上の措置については、法案をみて措置する。（複数税目）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用期限を3年延長する。（法人税）（再掲）
- 3 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を促進するための土地交換に係る免税措置を創設する。（漁業集落防災機能強化事業）（登録免許税）  
【復興庁等3省庁共管】
- 4 東日本大震災の被災地での代替資産等（漁船）に係る特例措置の適用期限を3年延長する。（所得税・法人税、固定資産税）  
【復興庁等4省庁共管】

## 第6 その他

独立行政法人の組織の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講じる。（農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、水産大学校等2法人の統合）（不動産取得税、固定資産税等）

【別紙】

〔税制改正見直し事項（廃止・縮減）〕

- 1 特定農産加工品生産設備の特別償却（取得価格の30％）を廃止する。（所得税・法人税）
  
- 2 農業協同組合等が取得する農林漁業者の共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1／2控除）について、一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等を対象から除外する。（固定資産税）